

## 絆づくり事業 交付対象経費について

絆づくり事業は、自治会の絆を深める、自主的・主体的な地域活動が対象となる経費です。  
令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支出した経費が対象となります。

【対象となる経費】 ※限度額や条件等は次ページを確認すること

項目	品目
食糧費	弁当、食事、茶、ジュース
原材料費	料理、工事、工作、出店、炊き出しなどの材料費
参加賞費	参加者に配布する物品(作成したものを持ち帰る場合も)、景品、賞品
消耗品費	短期間又は一度に使用する物品(事務用品類、講座の材料代)
印刷製本費	印刷やコピー、写真のプリント
備品購入費	長期にわたり使用する物品
防災備蓄品購入費	防災用に備蓄する備品や消耗品 ※自治会主催の防災訓練必須
借上料	業者からのバスや車のレンタル料、会場の使用料
報償費	講師や団体等への謝礼、物品借用など協力者への謝礼
委託料	事業の一部委託、映画上映料
燃料費	ガソリン、プロパンガス
通信運搬費	郵便代
手数料	事務取扱手数料、検査手数料、クリーニング代、配送料、振込手数料
保険料	損害保険
交通費	公共交通機関の利用料、切符代

【対象とならない経費】

× 施設の入場料      × カラスネット      × アルコール類

【対象とならない事業】

- ・ 町総合防災訓練
- ・ 奇数月第3日曜の清掃活動
- ・ 自治会主催の敬老会



項目	限度額	条件等
食糧費	食べ物:500円×参加人数 飲み物、菓子:150円×参加人数	・食べ物は昼又は夕方をまたいで事業を実施する場合など、食事の必要がある場合のみ ・お茶付きの弁当の場合は、内訳書の提出が必要
原材料費	500円×参加人数	・屋台で売るもの等(参加者がものを作成し持ち帰る場合は参加賞として計上する)
参加賞費	400円×参加人数 ゲーム等の賞品	・参加者に配布するものであれば品目は問わない ・参加者を募る際に配布する物品は対象経費としない
消耗品費	なし (単価2万円以下)	・消火器の薬剤等の詰め替えは消耗品費、本体は防災備蓄品購入費
印刷製本費	なし	例:防災マップ等の作成、自治会加入促進チラシの作成
備品購入費	50,000円 (単価2万円以上)	・単価が5万円を超えるものは2者以上から見積書を徴収すること
防災備蓄品購入費	絆交付金の限度額の10分の1+30,000円 (P.23)	・既存の備蓄品の <u>台帳を添付すること</u> (品名・数量・購入年月・賞味期限を記載) ・自治体独自の防災訓練を実施した場合のみ購入可 (資機材の在庫確認や点検のみの実施、 <u>町の行う総合防災訓練は対象外</u> )
借上料	・ボウリング(ゲーム代・貸し靴代)は1/2 ・研修旅行での借上げ料は7万円を限度とする	・ボウリングは参加者から500円以上徴収すること(大人だけでなく子供からも徴収) ・映画等の鑑賞会を行う場合、レンタルショップで借りたものを観ることは不可 ・5万円以上を超えるものは2者以上から見積書を徴収すること
報償費	講師・1団体:20,000円 1協力者:2,000円  領収書必要	・複数品目、複数日の借用であっても1事業につき左記を限度とする ・報償を受け取った証書等を実績報告に添付すること ・マジックショー等の講演料
委託料	5万円を限度とする	・事業の主たる内容を委託した場合は対象外とする(例:清掃事業で草刈りを委託する等)
交通費	なし	・使用した公共交通機関の金額のわかるものを添付すること

※参加人数とは…事業実施に関わった(当日参加、準備等含めた)延べ人数

#### 【実績報告書の添付書類について】

- ・領収書は内訳がわかるもの(レシート)であること
- ・写真は活動内容、事業の全体が把握できるものであること
- ・調理加工を伴う飲食の提供を行う事業は保健所や消防署への届出書の写しを添付すること
- ・事業実施にあたって作成したチラシを添付すること

★添付書類が不足する場合、その費用については交付金対象外となりますのでご注意ください。